

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 1 (P68)

- 1 本提案基準の対象となる移転は次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 市街化調整区域に存する工場等の移転
 - (2) 市街化区域内(住居系用途地域)に存する既存不適格工場等の移転
- 2 要件 2 について
「公害防止のために必要な措置が講じられていること」とは、予定建築物等の施設計画が移転理由に対処した内容であり、かつその他の公害防止のため必要な措置を講じていることをいう。
- 3 要件 3 及び要件 4 について
移転先は従前地と同一地域内(生活・経済圏)であること。
同一経済圏であることについては、当該工場等の取引先、従業員の居住地等から総合的に判断する。
また、移転先は市街化区域(工業系用途地域)の状況、道路交通事情等に照らして適切であり、かつ、地元市町村の土地利用計画及び環境の保全等に照らし支障がない旨の当該市町村長の意見書があること。
- 4 要件 5 について
「敷地が従前とほぼ同一の規模」とは、移転先の敷地面積が従前地のおおむね 1.5 倍以内であることをいう。また予定建築物等の規模についても従前のおおむね 1.5 倍以内であること。
ただし、敷地面積又は予定建築物の規模について公害対策、環境対策、緑化計画等の結果により、やむを得ないと認められる理由が存する場合は、従前の 2 倍を超えない範囲で認めることとする。
- 5 留意事項アについて
「公的機関からの勧告等があり」とは、公的機関が公害等に関する公的資料に基づき勧告等を行ったものをいう。